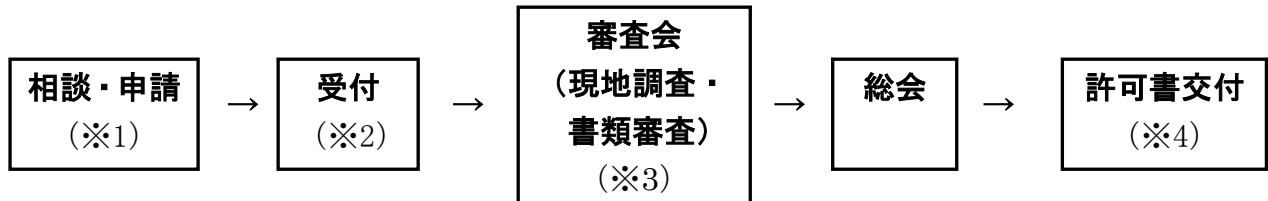


農地法第3条申請から許可書交付までの流れ

- 富里市農業委員会の許可
(富里市内の農地について申請する場合)



- ※1 申請書は記載例を参考に記載してください。
内容に応じて必要な書類が異なりますので、添付書類一覧を参考にご準備ください。
法人等の場合は農業委員会事務局にお問い合わせください。
代理人が提出する場合は委任状が必要になります。
 - ※2 許可申請書の受付期間は、「農業委員会審査会・総会日程」で確認ください。
 - ※3 申請内容により、審査会時に申請者の方から聞き取り調査を行う場合があります。
開催日は「農業委員会審査会・総会日程」で確認ください。
代理人が出席する場合は委任状が必要になります。
 - ※4 農業委員会総会での審査結果に基づき、許可指令書(不許可指令書)を交付します。
準備が整いましたらご連絡しますので、農業委員会事務局までお越しください。
- ◇ 農地法第3条許可の事務処理について、申請書受付から許可まで、できる限り迅速な許可事務に努めております。